

次に掲げる要件を満たす輸出産地をフラッグシップ輸出産地として選定する。

要件	詳細																															
① 輸出先国・地域の規制やニーズに対応した輸出	➤ 対象とする輸出先国・地域の規制※¹・ニーズ等※²に対応した輸出向け生産・流通に取り組んでいること。 ※¹：輸出先国が求める動植物検疫の規制や残留農薬基準値、衛生管理への対応等 ※²：有機栽培やGAP等の認証や相手先国バイヤーの要望に応じた品種等の輸出、鮮度保持技術の導入等																															
② 一定の量又は金額の輸出実績	➤ 以下に示す一定量又は金額の輸出実績があること（品目毎の輸出の実態等を踏まえ設定） <table><tr><th>品目</th><th>判断基準</th><th>品目</th><th>判断基準</th></tr><tr><td>青果物</td><td>直近 1 年間の輸出額が 3,000万円以上</td><td>鶏肉</td><td>直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が 50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※³</td></tr><tr><td>米</td><td>直近 1 年間の輸出量が 1,000 t 以上</td><td>鶏卵</td><td>直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※³</td></tr><tr><td>茶</td><td>直近 1 年間の輸出額が10,000万円以上</td><td>牛乳乳製品</td><td>直近 1 年間の輸出量が 100t以上</td></tr><tr><td>花き</td><td>直近 1 年間の輸出額が 2,000万円以上</td><td>製材</td><td>直近 1 年間の輸出額が 5,000万円以上</td></tr><tr><td>牛肉</td><td>直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が10 t 以上</td><td>水産物</td><td>直近 1 年間の輸出額が10,000万円以上</td></tr><tr><td>豚肉</td><td>直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が10 t 以上</td><td></td><td></td></tr></table> ※³ シンガポール・EU向けについてはより高度な基準を満たす必要があるため、実際の輸出量に10を乗じた数量を上記の選定基準と比較するものとする。				品目	判断基準	品目	判断基準	青果物	直近 1 年間の輸出額が 3,000万円以上	鶏肉	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が 50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※ ³	米	直近 1 年間の輸出量が 1,000 t 以上	鶏卵	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※ ³	茶	直近 1 年間の輸出額が10,000万円以上	牛乳乳製品	直近 1 年間の輸出量が 100t以上	花き	直近 1 年間の輸出額が 2,000万円以上	製材	直近 1 年間の輸出額が 5,000万円以上	牛肉	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が10 t 以上	水産物	直近 1 年間の輸出額が10,000万円以上	豚肉	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が10 t 以上		
品目	判断基準	品目	判断基準																													
青果物	直近 1 年間の輸出額が 3,000万円以上	鶏肉	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が 50t以上（ブロイラーのみ） 10t以上（地鶏に取り組む場合）※ ³																													
米	直近 1 年間の輸出量が 1,000 t 以上	鶏卵	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が250t以上※ ³																													
茶	直近 1 年間の輸出額が10,000万円以上	牛乳乳製品	直近 1 年間の輸出量が 100t以上																													
花き	直近 1 年間の輸出額が 2,000万円以上	製材	直近 1 年間の輸出額が 5,000万円以上																													
牛肉	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が10 t 以上	水産物	直近 1 年間の輸出額が10,000万円以上																													
豚肉	直近 3 年間のいずれかの年の輸出量が10 t 以上																															
③ サプライチェーンを構築し、継続的・安定的に輸出	➤ 2年以上継続的に輸出に取り組んでいること。 ➤ 上記期間中いずれかの年に 2 か国（地域）以上に輸出を行っていること。																															

「輸出産地」とは、**農林水産物**を輸出している地域であって、以下の要件を全て満たすものとする。

- ① **農業、畜産業、林業及び水産業**を主として行う複数の生産者等がまとまりをもって、**農林水産物**又はその加工品の生産を行っていること。
- ・食肉処理施設、茶商、**木材加工事業者**、輸出商社等が生産者と一体となって輸出に取り組んでいる場合、それらを含め輸出産地とする。
 - ・加工品は現状の加工品の輸出の実態を踏まえた品目（例として乾燥果実、焼き芋等）を対象とし、その他有識者会議にて追加できるものとする。
- ② **農林水産物**又はその加工品の輸出に向けた生産・出荷のためのルールを定め、これに沿った活動をしていること。
- ・輸出に向けた生産・出荷を行うために、輸出産地内や関係者間で共通した取決めを定めた書類（防除暦や栽培暦、輸出向けマニュアル、輸出事業計画等）があること。